

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第七条の二第一項の規定により第六次奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を定め
ました。

なお、この計画書は、奈良県農林部農業水産振興課において縦覧に供します。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾